

関係法令に基づく非常用発電機設備
負荷試験・点検サービスのご案内

株式会社ピーエス技研



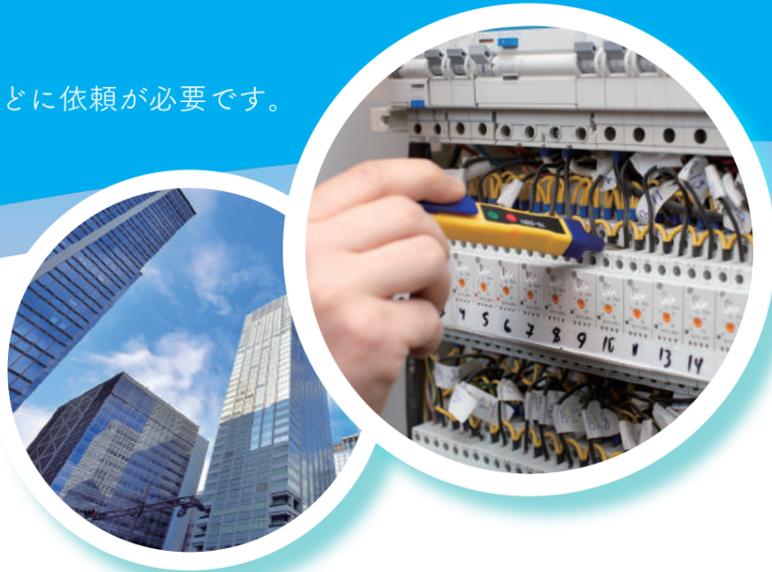
実負荷試験は、法律で義務づけられています。

非常用自家発電設備の運転管理の重要性

非常用発電機は、常にどんな状況下（例えば、天候・電力会社の都合等で停電）でも運転ができるよう、温度・湿度・埃、そして設備周辺に不必要な物などの点検を定期的に実施する必要があります。

特に、実負荷試験の定期点検を怠ると、緊急時に正常な運転ができない場合があります。また、関係法令にも違反する恐れがあります。

非常用自家発電設備点検ができる有資格の機関などに依頼が必要です。



無負荷運転だけでは、定期点検をしているとは言えません。

必ず負荷をかけた実負荷試験を実施してください。

非常用自家発電設備点検要領

試験方法	施設内消防器具に直接接続	負荷試験機に接続
	実負荷試験	試験機による試験
停電有無	消防設備電気器具を一旦停電させる必要がある。	停電の必要なし。
微調整有無	微調整運転が不可。	微調整器により、発電機の状態を確認しながら負荷調整が可能。
過負荷運転	過負荷運転になりやすく、エンジンにダメージを与えます。	微調整器により、過負荷運転にはなりにくい。

非常用自家発電設備の法令順守

非常用自家発電設備は、年2回の点検と年1回の報告が法律で定められています。

さらに、うち1回の点検は発電機容量（出力）の30%以上の実負荷をかけて負荷試験運転を行うことが義務付けられています。目視点検や無負荷（空ふかし）運転だけでは、法令違反になります。

無負荷運転をすると、非常用発電機はカーボンが推積され、いざと言ったときに

動かず、火災の原因になり、人的な二次災害につながります。

また、コンデンサー等の劣化が生じる可能性が高く、オーバーホール修理が必要となる場合があります。

なる場合があります。

法令に基づく定期点検内容

法令	対象物	点検期間	点検内容	基準
電機事業法	電機工作物すべて	保安規定による	日常巡視	保安規定
			日常点検	
			定期点検	
			精密点検	
建築基準法	特定の行政庁が指定	特定行政庁が定める期間	外観検査	建築設備の検査の方法及び判定
		(6ヶ月から1年に1回)	性能検査	
消防法	特定防火対象物又は非特定防火対象物で法令で定められたもの	6ヶ月に1回の機器点検	電源配線を除く全ての消防用設備の外観及び機能点検	点検基準（告示）
	特定 - 階段防火対象物	1年に1回の総合機能点検	屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、非常用発電機設備等が十分に機能するかを実際に確認	点検要領（通知）
	30万円以下の罰金または拘留（消防法第44条11号・第45条3号）			
1億円以下罰金（消防法第45条両罰規定）				

非常用自家発電設備の点検費

項目	50kVA 以下		100kVA 以下		200kVA 以下	
	外観機能点検 (6ヶ月に1回)	総合点検 (1年に1回)	外観機能点検 (6ヶ月に1回)	総合点検 (1年に1回)	外観機能点検 (6ヶ月に1回)	総合点検 (1年に1回)
基本料金	詳細はお問合せください。					
原動機異音点検						
交流発電機異音点検						
制御装置目視点検						
始動装置液漏れ・電圧						
燃料水タンク・配管等						
配線絶縁測定						
諸経費						
合計						
負荷試験機によるオペレーター料金						
	110% 負荷試験					

(税抜表記)

※オイル交換、バッテリー交換、冷却水交換及びベルト・パッキン等の交換はオプションになります。

お問い合わせ先

株式会社ピーエス技研

〒196-0002

東京都昭島市拝島町1丁目8番2号



事業内容

【電気通信工事業】

移動体無線基地局置局、設計、施工、検査、保守、管理全般
行政防災無線設備の施工、検査

【電気工事業】

ネットワーク関連機器の施工・検査
電源設備全般、LED照明販売・施工
東京電力工事指定事業 太陽光パネル等のシステム設置工事

【防犯・防災工事業】

各種センサーの企画・施工・保守全般

【その他】

特種電気工事、非常用発電機据付、保守メンテナンス、負荷試験
※非常用自家発電設備点検は特種電気工事資格が必要です。

お問い合わせはこちら

TEL 042-549-1957(代表)

FAX 042-549-1958

WEB <http://psgiken.com/>

ピーエス技研

検索

